

青森県報

号外第三十二号

令和四年
三月三十日
(水曜日)

青森県公安委員会規則第四号
青森県道路交通規則の一部を改正する規則
青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

目 次

公安委員会

○青森県道路交通規則の一部を改正する規則 (運転免許課) :

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

	改 正 後	改 正 前
目次		
「第一章～第八章 略」	「第一章～第八章 同上」	
第九章 講習 (第三十一条～第四十二条の三)	第九章 講習 (第三十一条～第四十二条の四)	
〔第十章・第十一章 略〕	〔第十章・第十一章 同上〕	
附則	附則	
(公安委員会にする申請等の経由先)	(公安委員会にする申請等の経由先)	
第一条 「1・2 略」	第二条 「1・2 同上」	
3 第一項の規定にかかわらず、法第六章及び第六章の二並びにこの規則第七章から第九章の規定により公安委員会に提出する申請、届出及び申	3 「同上」	

出に関する書類は、青森県警察本部
交通部運転免許課長（以下「運転免
許課長」という。）を経由するもの
とする。ただし、次の各号に掲げる
申請、届出及び申出に関する書類は
当該各号に掲げる警察署長を経由
することができる。

申請、届出及び申出 の種類	〔略〕	〔略〕	警察署長
法第九十一条の二第一項の規定による運転免許の条件付与又は変更の申請	法第九十一条の二第一項の規定による運転免許の条件付与又は変更の申請	法第九十一条の二第一項の規定による運転免許の条件付与又は変更の申請	法第九十一条の二第一項の規定による運転免許の条件付与又は変更の申請
法第九十四条第二項の規定による運転免許の再交付の申請	法第九十四条第二項の規定による運転免許の再交付の申請	法第九十四条第二項の規定による運転免許の再交付の申請	法第九十四条第二項の規定による運転免許の再交付の申請
法第一百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出	法第一百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出	法第一百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出	法第一百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出
署長又は三沢警察署長、十和田警察署長、八戸警察署長	署長又は三沢警察署長、十和田警察署長、八戸警察署長	署長又は三沢警察署長、十和田警察署長、八戸警察署長	署長又は三沢警察署長、十和田警察署長、八戸警察署長
察署長	察署長	察署長	察署長

申請、届出及び申出の種類	「同上」	法第九十四条第二項の規定による運転免許証の再交付の申請	全警察署長（青森警察署長、青森南警察署長、外ヶ浜警察署長）	「同上」	警察署長
法第百七条の七第二項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出	法第百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出	法第百四条の四第一項を除く。)	及び板柳警察署長弘前警察署長	大間警察署長	外ヶ浜警察署長

運転免許証の交付の規定による国外申請	施行規則第三十条の規定による運転経歴証明書の再交付の申請	申請
運転者の区分 警察署 考 察署長 は一の四に定める者 法第九十二条の二備 考 一の二、一の三又 五所川 長、八	第二十七一条の規定による運転免許の条件の解除又は変更の申請（適性検査機器を使用した検査により判断できる場合に限り、）	第二十七一条の規定による運転免許の条件の解除又は変更の申請（適性検査機器を使用した検査により判断できる場合に限り、）

					項の規定による国外運転免許証の交付の申請
警察署長、 原警察署	法第九十二条の二備 考一の二、一の三又 は一の四に定める者 長、八戸警察署	運転者の区分 運転免許 第三十九 による運転 申請は、 転者の区 掲げる警	第一百一条 運転免許 第三十九 による運転 申請は、 転者の区 掲げる警	第二十七 条の規定に よる運転免許の条件 の解除又は変更の申 請（適性検査機器を 使用した検査により 判断できる場合に限 る。）	施行規則第三十条の 十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請
警察署長、 原警察署	法第九十二条の二備 考一の二、一の三又 は一の四に定める者 長、八戸警察署	運転者の区分 運転免許 第三十九 による運転 申請は、 転者の区 掲げる警	第一百一条 運転免許 第三十九 による運転 申請は、 転者の区 掲げる警	第二十七 条の規定に よる運転免許の条件 の解除又は変更の申 請（適性検査機器を 使用した検査により 判断できる場合に限 る。）	施行規則第三十条の 十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請
警察署長、 原警察署	法第九十二条の二備 考一の二、一の三又 は一の四に定める者 長、八戸警察署	運転者の区分 運転免許 第三十九 による運転 申請は、 転者の区 掲げる警	第一百一条 運転免許 第三十九 による運転 申請は、 転者の区 掲げる警	第二十七 条の規定に よる運転免許の条件 の解除又は変更の申 請（適性検査機器を 使用した検査により 判断できる場合に限 る。）	施行規則第三十条の 十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請

法第百八条の二第二項第十二号に定める講習を受講した更新期間が満了する日ににおける年齢が七十歳以上の者 令第三十七条の六第六号に該当する者 (認知機能検査受検申請書等) 第二十七条の二 「略」	法第百八条の二第二項第十二号に定める講習を受講した更新期間が満了する日ににおける年齢が七十歳以上の者 令第三十七条の六第六号に該当する者 (認知機能検査受検申請書等) 第二十七条の二 「同上」	法第百八条の二第二項第十二号に定める講習を受講した更新期間が満了する日ににおける年齢が七十歳以上の者 令第三十七条の六第六号に該当する者 (認知機能検査受検申請書等) 第二十七条の二 「略」
長、十和田警察署長又は三沢警察署長	全警察署長（青森警察署長、青森警察署長、弘前警察署長及び板柳警察署長を除く。）	全警察署長（青森警察署長、青森警察署長、弘前警察署長、大間警察署長、外ヶ浜警察署長を除く。）
察署長	森南警察署長	森南警察署長
署長又は三沢警察署長	察署長	長、十和田警察署長又は三沢警察署長

2 公安委員会は、運転技能検査受検結果証明書（別記様式第二十号の六）を、受検者に交付するものとする。 (運転経歴証明書の申請等)	2 施行規則第三十条の十二第二項に規定する届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届（別記様式第二十号の八）とする。	2 施行規則第三十条の十二第二項に規定する届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届（別記様式第二十号の七）とする。
通知書（別記様式第二十号の三又は別記様式第二十号の四）を、受検者に交付するものとする。 (運転技能検査受検申請書等)	結果の通知は、認知機能検査結果通知書（別記様式第二十号の三、別記様式第二十号の四又は別記様式第二十号の五）により、受検者に交付して行うものとする。 (申請用写真添付の省略)	結果の通知は、認知機能検査結果通知書（別記様式第二十号の三、別記様式第二十号の四又は別記様式第二十号の五）により、受検者に交付して行うものとする。 (申請用写真添付の省略)
第二十七条の三 法第九十七条の二第一項第三号に規定する運転技能検査（以下「運転技能検査」という。）を受けようとする者は、運転技能検査受検申請書（別記様式第二十号の五）を公安委員会に提出しなけれ	〔条を加える。〕	〔条を加える。〕
第三十条 削除	第二十七条の五 「略」	第二十七条の四 「同上」

<p>(別記様式第二十二号) を公安委員会に提出するものとする。</p> <p>2 公安委員会は、若年運転者講習を終了した者に対し、若年運転者講習終了証明書（別記様式第三十六号の三）を交付するものとする。</p> <p>(自転車運転者講習)</p> <p>2 公安委員会は、若年運転者講習を終了した者に対し、若年運転者講習終了証明書（別記様式第三十六号の三）を交付するものとする。</p>	<p>(取消処分者講習)</p> <p>第三十一条 法第百八条の二第一項第二号の規定による取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けようとする者は、取消処分者講習受講申請書（別記様式第二十四号）を公安委員会（指定講習機関（法第百八条の四第一項の指定講習機関をいう。以下同じ。）が行う講習における同様の講習）に提出するものとする。</p> <p>2 「[略]</p>	<p>(取消処分者講習)</p> <p>第三十一条 法第百八条の二第一項第二号の規定による取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習（以下「取消処分者講習」という。）を受けようとする者は、取消処分者講習受講申請書（別記様式第二十四号）を公安委員会（指定講習機関（法第百八条の四第一項の指定講習機関をいう。以下同じ。）が行う講習における同様の講習）に提出するものとする。</p> <p>2 「[同上]</p>
<p>2 「[条を加える。]</p> <p>(若年運転者講習)</p> <p>第四十一条の二 法第百八条の二第一項第十四条の規定による若年運転者講習を受けようとする者は、若年運</p>	<p>(自転車運転者講習)</p> <p>第四十一条の三 法第百八条の二第一項第十五号の規定による自転車運転者講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。</p> <p>2 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書（別記様式第三十六号の四）を交付するものとする。</p> <p>(チャレンジ講習)</p> <p>第四十二条の三 更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者及び認知機能検査を受けた七十五歳以上の者のうち施行規則第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六以上のものが、加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認を行う法第百八条の二第二項</p>	<p>(見出しを付する。)</p> <p>「見出しを付する。」</p> <p>十六号の二）を公安委員会に提出するものとする。</p> <p>2 公安委員会は、若年運転者講習を終了した者に対し、若年運転者講習終了証明書（別記様式第三十六号の三）を交付するものとする。</p> <p>(自転車運転者講習)</p> <p>第四十一条の二 法第百八条の二第一項第十四号の規定による自転車運転者講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。</p> <p>2 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書（別記様式第三十六号の二）を交付するものとする。</p> <p>(チャレンジ講習)</p> <p>第四十二条の三 更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者及び認知機能検査を受けた七十五歳以上の者のうち施行規則第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六以上のものが、加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認を行う法第百八条の二第二項</p>

第五十二条の二 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国	(指定講習機関指定申請書等)	
	第四十二条の三	〔略〕
(運転免許取得者等教育認定申請書等)	(指定講習機関指定申請書等)	
	第四十二条の四	〔同上〕
(運転免許取得者教育認定申請書等)	(指定講習機関指定申請書等)	
	第五十二条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公	第五十二条 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公
安委員会規則第四号）に規定する申請書及び届出に係る書類の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。	安委員会規則第四号）に規定する申請書及び届出に係る書類の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。	
	一 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第五条の申請書 運転免許取得者等教育認定申請書（別記様式第五十四号）	一 運転免許取得者教育の認定に関する規則第五条の申請書 運転免許取得者教育認定申請書（別記様式第五十四号）
二 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第七条第一項又は第三項の届出 公示事項等変更届（別記様式第五十五号）	二 運転免許取得者教育の認定に関する規則第七条第一項又は第三項の届出 公示事項等変更届（別記様式第五十五号）	
	〔条を加える。〕	〔条を加える。〕

苗生松線 市道高田 七番地五号から	〔略〕	別表第二（第十一條の二関係）	
		路線名	区間
岳鱗ヶ沢	〔略〕	県道弘前	青森県弘前市大字代官町九十
七番地一から		岳鱗ヶ沢	青森県弘前市大字代官町九十
五番地一まで		五番地一まで	青森県弘前市大字和徳町九十
番地から		五番地一まで	青森県弘前市大字和徳町九十
青森県弘前市大字賀田一丁目		五番地一まで	青森県弘前市大字和徳町九十
六番地五まで		五番地一まで	青森県弘前市大字和徳町九十
苗生松線 市道高田 七番地五号から	〔同上〕	別表第一（第十一條の二関係）	別表第一（第十一條の二関係）

青森県弘前市大字紺屋町百八十五番地から	青森県弘前市大字駒越町八十番地二まで	青森県弘前市大字新里字東平岡六番地まで
市道紺屋町駒越線	市道紺屋町駒越線	市道紺屋町駒越線
川右岸環状線	川右岸環状線	川右岸環状線
市道岩木市道神田石渡線	市道岩木市道神田石渡線	市道岩木市道神田石渡線
目十六番地一から	目十六番地一から	目十六番地一から
二番地二まで	二番地二まで	二番地二まで
青森県弘前市大字紺屋町百十青森県弘前市大字神田三丁目	青森県弘前市大字紺屋町百十青森県弘前市大字神田三丁目	青森県弘前市大字紺屋町百十青森県弘前市大字神田三丁目
二番地十八から	二番地十八から	二番地十八から
田三十六番地七まで	田三十六番地七まで	田三十六番地七まで
青森県弘前市大字清野袋字川	青森県弘前市大字清野袋字川	青森県弘前市大字清野袋字川
九から	九から	九から
駿字弥栄平二百五十六番地二	駿字弥栄平二百五十六番地二	駿字弥栄平二百五十六番地二
まで	まで	まで
青森県八戸市大字市川町字浜	青森県八戸市大字市川町字浜	青森県八戸市大字市川町字浜
二番地八まで	二番地八まで	二番地八まで

				〔号を加える。〕
				〔号を加える。〕
臨港道路	青森県弘前市大字新里字東平岡六番地まで	〔同上〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕
青森県八戸市大字河原木字北	〔号を加える。〕	〔同上〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕
	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕

「号を加える。」	「号を加える。」	号埠頭線	臨港道路	白銀北沼
		ら	八太郎一	青森県八戸市大字河原木字浜
		岸十六番地四まで	名谷地七十六番地百四十五か	青森県八戸市大字河原木字浜
		青森県八戸市大字河原木字海	岸十八番地一まで	沼三十番地一から

白銀東二 臨港道路	号線 白銀東一 臨港道路	号線 白銀西二 臨港道路	号線 白銀西一 臨港道路	号線 白銀七号 臨港道路	号線 白銀七号 臨港道路	号線 白銀六号 臨港道路	号線 白銀五号 臨港道路
六番地から	青森県八戸市築港街二丁目十 番地一から	青森県八戸市築港街二丁目八 番地十一まで	青森県八戸市築港街二丁目二 番地一まで	青森県八戸市築港街一丁目一 番地十から	青森県八戸市築港街一丁目二 番地十六番地まで	青森県八戸市大字白銀町字昭 和町六番地二まで	青森県八戸市大字白銀町字昭 和町六番地十四から
〔号を加える。〕						〔号を加える。〕	

八太郎四 臨港道路	号線 号埠頭一 臨港道路	号線 八太郎四 臨港道路	号線 号埠頭四 臨港道路	号線 八太郎四 臨港道路	号線 号埠頭五 臨港道路	号線 白銀東四 臨港道路	号線 白銀東三 臨港道路	号線 青森県八戸市築港街二丁目 八戸港(白銀地区)岸壁まで
岸 四号ふ頭から	青森県八戸市大字河原本字海 壁まで	岸 八戸港(八太郎地区)岸	岸 四号ふ頭から	青森県八戸市大字河原本字海 四号ふ頭まで	青森県八戸市大字河原本字北 沼二番地一から	青森県八戸市大字白銀町字昭 和町九番地一まで	青森県八戸市大字白銀町字昭 和町五番地二から	青森県八戸市大字白銀町字昭 和町六番地二まで
〔号を加える。〕						〔号を加える。〕		〔号を加える。〕

号線	号埠頭北	臨港道路	岸	八戸港（八太郎地区）岸	壁まで
号線	号埠頭南	臨港道路	岸	八戸市大字河原木字海	青森県八戸市大字河原木字海
号線	八太郎二	臨港道路	岸	八戸市大字河原木字海	青森県八戸市大字河原木字海
号線	八太郎一	臨港道路	岸	八戸市大字河原木字海	青森県八戸市大字河原木字海
号線	八太郎三	臨港道路	岸	八戸港（八太郎地区）岸	青森県八戸市大字河原木字海
号線	八太郎二	臨港道路	岸	八戸港（八太郎地区）岸	青森県八戸市大字河原木字海
号線	八太郎一	臨港道路	岸	八戸港（八太郎地区）岸	青森県八戸市大字河原木字海
号線	八太郎三	臨港道路	岸	八戸港（八太郎地区）岸	青森県八戸市大字河原木字海

「号を加える。」	「号を加える。」	「号を加える。」	「号を加える。」	「号を加える。」
----------	----------	----------	----------	----------

号埠頭七 河原木一 臨港道路	河原木一 臨港道路 号線	号埠頭六 河原木一 臨港道路 号線	青森県八戸市豊洲 八戸港（ 河原木地区）岸壁まで									
青森県八戸市豊洲七番地十一 から	青森県八戸市豊洲 八戸港（ 河原木地区）岸壁まで											
「号を加える。」			「号を加える。」			「号を加える。」			「号を加える。」		「号を加える。」	

<p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>			
<p>新規登録用紙（「号」を加える。）</p> <p>新規登録用紙（「号」を加える。）</p> <p>新規登録用紙（「号」を加える。）</p> <p>新規登録用紙（「号」を加える。）</p>			

五國銀行總經理人（麥加利公司）

西昌市办公室 财务科

益虫の種類の利点や害虫について

益虫の種類は、主に以下の通りです。

- 1. 昆虫食性益虫：主に昆蟲を捕食する益虫で、害虫の天敵として重要な役割を果たします。
- 2. 植物食性益虫：植物の葉や花などを食べることで、植物の生育を促進する効果があります。
- 3. 土壌生物：土壌中の微生物や菌類など、土壌生態系を維持する重要な要素です。

益虫の利点は、以下の通りです。

- 1. 害虫駆除：害虫の天敵として、害虫の数を減らす効果があります。
- 2. 生態系維持：生態系のバランスを保つために重要な役割を果たします。
- 3. 農業生産向上：害虫による被害を防ぐことで、農作物の生産量を増やすことができます。

一方で、害虫についても、以下の通りです。

- 1. 害虫駆除：害虫の天敵として、害虫の数を減らす効果があります。
- 2. 生態系維持：生態系のバランスを保つために重要な役割を果たします。
- 3. 農業生産向上：害虫による被害を防ぐことで、農作物の生産量を増やすことができます。

每 月 目

「様式を加える」

三 三

別記様式第23号 削除 別記様式第22号 削除

この運転教習証明書では、自動車等を運転できないことを了解しました。

取扱店	運転免許センター 佐世保・八戸・江別・岡山駅 等各地	開設年月
-----	----------------------------------	------

図1 天端枠内を記入してください。

注 1 先着順内を記入してください。
2 優先する事項の順に記入。優先する項目のみ記載してください。

- 実現する事項の順位は、実現する項目のみ記載してください。
- 用語の定義とは、各用語解説欄へ記載とする。

中華人民共和國
國務院總理
朱德
一九五九年八月一日

この運転経験認定票では、自動車等を運転できることを了解しました。

新規モード
操作モードセレクター
左側、六角、右側調整部

第二章 中国古典文学名著

注：入稿部内を記入してください。

往： 天幕神内を記入してください。
 ② 重要する事項の箇記述、重要な項目のみ記載してください。
 ③ 会員の名前記入、会員登録用紙の本欄にて記入。

姓名		性别	
年龄		民族	
文化程度		政治面貌	
工作单位		家庭地址	
主要社会关系			
主要社会经历			
直系亲属情况			
本人情况			
家庭情况			

中華人民共和國公民		中華人民共和國護照申請表	
申請人姓名：周		性別：	男
出生年月：1980年1月		民族：	漢
申請事由：因私		有效期至：	2010年1月
申請人近照(近期二寸正面免冠彩色照片)			
申請人親筆簽名			
中華人民共和國護照		中華人民共和國護照	
申請人	周	申請人	周
申請日期	2009年1月1日	申請地點	北京
備註			
說明：所填內容不得有虛偽，否則將被追究法律責任。			

「様式を加える。」

被訪者性別		男	
被訪者年齡		歲	
被訪者學年		年級	
被訪者性別		女	
被訪者年齡		歲	
被訪者學年		年級	
請回答問題時，請依序由左到右，由上而下地依序回答，並請勿跳過問題。			
被訪者性別		男	
被訪者年齡		歲	
被訪者學年		年級	
被訪者性別		女	
被訪者年齡		歲	
被訪者學年		年級	
請回答問題時，請依序由左到右，由上而下地依序回答，並請勿跳過問題。			
被訪者性別		男	
被訪者年齡		歲	
被訪者學年		年級	
請回答問題時，請依序由左到右，由上而下地依序回答，並請勿跳過問題。			

本報系總社及各支社、各機關之工作上之問題
總 號

主編者請將下列各項填入

年 月 日

上列之件數，第 月 由該局之函件號碼填入。總社
中之記載及各處之傳閱者請將下列之件數填入。總社
年 月 日

請在所立之處蓋章

「様式を加える。」

講習会の開催地(都道府県の略称)	
講習会名	
開催日 年月日	
開催場所 会員登録用	
開催場所の地図 開催場所の地図を提出する場合は、開催場所の地図を提出する。	
備考欄 備考欄に記入する場合は、記入する。	

財務的統計書類(表六)用紙	
公	式
事	項
變	更
率	
年 月 日	
貢献公認書類	
名 称	
代表者	
貢献額度割合(貢献する金額の内訳)	
割合	額
貢献による公の影響度の度合の 基準を下す。	
記	
1 貢献する事項(貢献の内訳)	
2 变更の事項(變更の内訳)	

「様式を削る。」

財政部式統計表(第三回六次定期)	
公 告 事 冊 記 彙	
年 月 日	
實務公債登記簿	
名 称	
代碼號	
實業銀行總行總理人姓名 實業銀行總理人姓名	
第 1 頁	第 2 頁
總行以上之公司債券額度的 總合數字。	
註	
1. 実業銀行總理(實業銀行總理)	
2. 実業銀行總理(實業銀行總理)	

申請者(法人名又は個人の氏名)	
課題名(会員登録の際の記入欄)	
年月日	
著者(会員登録の際の記入欄)	
専門性(会員登録の際の記入欄)	
提出書類(会員登録の際の記入欄)	
提出書類の提出期限(年月日) 年月日まで	
上記申題の趣旨	

注 1 申請者が法人であるときは、申請書類には、その名前、支店や事務所の所在地等の詳細な資料を提出することとする。

注 2 本申請書類は、複数枚提出する場合は、各枚に記入して下さい。

提出書類登記用紙(提出用の用紙)	
提出書類用紙宛て支拂印可申請書	
年月日	
青森市立大学教員会	
提出者 中野幸 氏名	
提出書類登記に関する規則(第1項)第1項の規定による提出書類登記の実行の認可を申請します。	
提出書類登記の実行の 規則(第1項)第1項の規定によ る提出書類登記の実行の認可を 申請するものとし、同規則及び 本規則に従うことを誓約します。	
提出(うりあつ)する書類	
提出(うりあつ)する書類 目	
提出(うりあつ)する書類 目	
提出(うりあつ)する書類 目	
注: 本規則が適用されないときは、申請書類には、その規則、または審査基準の所定の事項の記載を省略することができます。	

注：周辺の大都市は、直線距離で約40kmとする。

- 試行書類の欄に記入して、試行する書類名を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本規格用紙A4相当とする。

注 1 申請者が法人であるときは、申請書類に記、その名稱、主たる事務所の所在及び代表者の氏名を記載すること。
 2 申請の手続は、日本農業銀行へ依頼する。

後、申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名前、または事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

通報料の計算を算出する申請書	
年月日	
電気料金支払済み	
申告料	
申告料 ()	
通報料の計算結果を算出する 申請書の提出を希望する場合は、 必ず次の各項の記入及び 添付資料を提出して下さい。	
請求期間の変更等に 係る具体的な理由を記述せ て下さい。()	
請求期間の変更等に 係る具体的な理由を記述せ て下さい。()	
通報料の計算結果を算出する 申請書の提出を希望する 場合は、うなぎを提出して 下さい。	
送 行 郵 局	

注 用語の大きさは、標準産業別用語4種類とする。

2 両端の大きさは、日本産葉種A-4種苗とする。

2. 月額の大きさは、日本度量規格へ4種類とする。

附
則

備考　表中の「」の記載は注記である。

この規則は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、第二条第三項第一号（法第九十一条の二第一項の規定による運転免許の条件付与又は変更の申請の改正規定を除く。）及び別表第二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

「様式を加える。

「様式を加える。」

(発行所
青森市長・島
一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二
東奥印刷株式会社
間屋町三丁目
人)

定価 每週月・水・金曜日發行
小口一枚二付十五円